- ★ 変更届は、必ず変更後30日以内に提出
 - (役員等において退任や死亡により後任が見つからず不在となる場合にも、退任や死亡の日から30日以内に提出が必要です。)
- ★ 奈良県知事免許業者→2部提出(副本はすべて写しで可)

	変更事項		
商号または名称		① 登載事項変更届出書(第一面) ② 免許証書換え交付申請書 ② 免許証書換え交付申請書 ② 完地建物取引士は、勤務先の名称が変更となるため、「変更登録申請書」の提出が必要	
代表者・役員の変更	役員の就任	 ① 登載事項変更届出書(第一面・第二面) ② 誓約書 ③ 略歴書 ④ 法人の登記簿謄本 (就任日が分かるもの) ※ 同一人で、代表取締役から取締役への変更の場合は、⑤⑥は不要 ⑤ 身分証明書 ⑥ 登記されていないことの証明書 ⑦ 免許証書換え交付申請書(代表者変更の場合のみ) ⑨ 従事者変更届(代表者及び常勤役員の場合の場合の場合の表) 	取締役等) ·のみ) ·み)
	役員の退任	① 登載事項変更届出書(第一面・第二面) ③ 従事者変更届(代表者及び常勤役員の場合の ② 法人の登記簿謄本(退任日が分かるもの:役員の閉鎖謄本等)	み)
	代表者の改姓名	① 登載事項変更届出書(第一面)④ 免許証書換え交付申請書② 戸籍抄本(個人の場合のみ)⑤ 免許証③ 法人の登記簿謄本(法人の場合のみ)⑥ 従事者変更届	
	役員の改姓名	① 登載事項変更届出書(第一面・第二面) ③ 従事者変更届(常勤役員のみ) ② 法人の登記簿謄本	
政令使用 →	政令で定める使用 人の就任・退任	① 登載事項変更届出書(第一面・第三面) ④ 身分証明書 ② 誓約書 ⑤ 登記されていないことの証明書 ③ 略歴書 ⑥ 従事者変更届 * 退任の場合は②③④⑤は不要 * 事務所間の異動の場合は④⑤は不要	
への変更	政令で定める使用 人の改姓名	① 登載事項変更届出書(第一面・第三面) ② 戸籍抄本 ③ 従事者変更届	
専任の宅地建物取引士の変更	専任の宅地建物取 引士 の増員・変更	① 登載事項変更届出書(第一面・第四面) ② 専任の宅地建物取引士設置証明書 ③ 略歴書 ④ 身分証明書 ⑤ 空記されていないことの証明書 ⑥ 宅地建物取引士証の写し(表・裏) ⑦ 従事者変更届 *事務所間の異動の場合④⑤は不要	登録を受
	専任の宅地建物取 引士の 減員	① 登載事項変更届出書(第一面・第四面) ② 専任の宅地建物取引士設置証明書	
	専任の宅地建物取 引士の改姓名	① 登載事項変更届出書(第一面・第四面) ② 戸籍抄本 ③ 従事者変更届 ◆奈良県登録の宅地建物取引士 会中請書」も同時に提出すること ◆他府県登録の宅地建物取引士 宅地建物取引士の勤務先が変更となった場合は、 けている都道府県で事前に変更登録申請を行い、 その副本(原本)を提示すること	登録を受
1	従事者の変更	① 従事者変更届	
事務所	主たる事務所・従 たる事務所の移転	 ① 登載事項変更届出書(第一面・第三面) ② 事務所を使用する権原に関する書面 *賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し(原本提示) ③ 事務所付近の地図(事務所の位置を明示) ④ 法人の登記簿謄本(法人の場合) ⑤ 免許証書換え交付申請書(主たる事務所移転の場合) ⑥ 免許証(主たる事務所移転の場合) ⑥ 免許証(主たる事務所移転の場合) ⑥ 免許証(主たる事務所移転の場合) ⑥ 免許証(主たる事務所移転の場合) ⑥ 事務所の平面図等 (1) 外部:建物の全景、建物の入口、事務所の入口、事務所の入口、事務所の入口、事務所の入口、事務所の入口、事務所の入口、事務所の入口、事務所の入口、事務所の下面を事務の表面の、会会を表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表	どが写って 部屋全体の 最影。) 取り図
の変更	従たる事務所の新 設	① 登載事項変更届出書(第一面・第三面・第四面) ② 政令使用人の変更に係る書類 ③ 専任の宅地建物取引士の変更に係る書類 ④ 事務所を使用する権原に関する書面 *賃貸借契約書、使用貸借契約書等の写し(原本提示) ⑤ 法人の登記簿謄本(支店登記をしている場合) ⑦ 従事者変更届 ⑥ 営業保証金の供託関係の書類 (1)法務局に供託している場合 (1)法務局に供託している場合 (1)法務局に供託している場合 (1)法務局に供託している場合 (1)法務局に供託している場合 (1)法務局に供託している場合 (2)保証協会の社員の場合 弁済業務保証金分担金納付書の写しまたは弁済業務保証金分担金納付証明書原本	入口 どが写って 部屋全体の 最影。) 取り図
	従たる事務所の廃 止又は名称の変更	【廃止】 ① 登載事項変更届出書(第一面・第三面・第四面) ②従事者変更届 【名称の変更】 ① 登載事項変更届出書(第一面・第三面)	

【備考】

- 1. 提出部数・・・・・*知事免許の場合:正本1通・副本1通 *大臣免許の場合:正本1通・副本2通
- 2. 官公庁の証明書類は発行日から3ヶ月以内のものに限ります。
- 3. 必要に応じて、前ページ以外の書類の提出を求めることがあります。
- 4. 所定の届出用紙は奈良県宅建協会、全日協会奈良県本部又は建築安全推進課総務宅建係で入手してください。 建築安全推進課のホームページからダウンロードすることもできます。
- 5. 届出書類は正・副別に番号順に揃え、ホッチキスで留めずに提出してください。(クリップ可)

【身分証明書・登記されていないことの証明書について】

以下の点に注意して、書類を提出してください。

- ◎日本国籍を有する人 (①身分証明書(本籍地の市区町村役場で発行)
 ②登記されていないことの証明書(各法務局、地方法務局本局で発行)
- ◎日本国籍を有しない人 ②登記されていないことの証明書(各法務局、地方法務局本局で発行)
- ※下記の方は添付が必要です(同一人が2職以上を兼ねる場合は1枚で可)
 ・代表者・役員(監査役を含む)・政令使用人・専任の宅地建物取引士・相談役及び顧問
- ※成年被後見人又は被保佐人に該当した場合の提出書類は、奈良県建築安全推進課総務宅建係 (TEL0742-27-7563) へお問い合わせください。
- ※申請方法については、各市区町村役場及び各法務局、地方法務局本局でおたずね下さい。
- ※代表者(個人申請)が未成年の場合は、法定代理人(両親等)を確認できる戸籍謄本等及びその法定代理人の 身分証明書・登記されていないことの証明書が必要です。
- ※登記されていないことの証明書の「証明を受ける方」欄の氏名は「身分に関する証明書」どおりに字をはっきりと正確に記入してください。また、住所についても正確に記入してください。記入事項が正確でない場合は、証明書を取り直していただきますので、ご注意ください。

【事務所のカラー写真について】

※部屋全体の様子が分かるよう少なくとも2方向以上撮影をしてください。2方向からだけでは部屋全体を写し きれない場合、またパーティションなどの障害物で見えない場所がある場合は、違う方向から撮影した写真の 添付も必要です。

【平面図等について】

- ※図面の中で事務所として使用している部分をマーカー等で囲むなどして明示してください。
- ※執務場所、応接室、接客スペースなどの配置が分かるよう作成してください。
- ※業者票、報酬額規定表の掲示場所を記載してください。
- ※他の業種と兼業する場合、宅建業の配置状況、他の業種との区別状況を記載してください。
- ※別の業者の事務所が同じフロア内にある場合は、別の業者との区別状況を記載してください。
- ※フロアが分割されている場合は、フロア毎に作成し、フロア毎に階数が異なる場合は、階数も記載してください。

【書換免許証の郵送交付について】

※書換免許証(商号又は名称・代表者・主たる事務所の変更の場合)を郵送で受領することを希望される場合は、角2サイズ(A4サイズが折らずに入る大きさ)の封筒に宛先(事務所)を明記して460円分の切手を貼付して提出してください。免許証書換手続きが完了次第、簡易書留郵便で事務所あてに郵送します。レターパックライトでもかまいません。